

奈良県情報公開条例の改正について（概要）

令和 6 年 1 月
法務文書課

1 改正理由

近年、開示請求の中には、実施機関に対する開示請求が行われ、それを受けて文書の探索、特定など一定の事務コストが発生しているにもかかわらず、開示の実施が行われないものが相当数存在し、また興味本位と思われるような本来の情報公開制度の目的を著しく逸脱するような大量の請求も発生していることから、情報公開の制度の趣旨を逸脱しないよう、情報公開制度の利用適正化に向けた制度改正を行う。

2 改正内容

(1) 「開示請求に係る手数料」の創設

- ・行政文書 1 件につき 300 円（オンライン請求の場合は 200 円）の「開示請求に係る手数料」を創設する。（第 18 条関係）

(2) 「費用負担」を「開示の実施に係る手数料」に改正

- ・行政文書の写しの作成費用等について「費用負担」を求めていたが、「開示の実施に係る手数料」に改正。額は現行と同様としたうえで、電子情報処理組織を使用して開示を受ける場合及び基本額（300 円）に達するまでは無料とする（第 18 条第 1 項第 2 号）。更に経済的困難等を理由とした減免制度を導入する。（第 18 条第 6 項関係）

3 施行期日等

(1) 令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(2) その他所要の経過規定を置く。

(3) その他所要の改正を行う。

開示の実施方法（第 16 条第 1 項）、複数の行政文書の開示請求の取扱い、手数料の徴収時期等、送付費用等について規定（第 18 条第 2 項～第 5 項）等